

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月19日
【発行者名】	楽天投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 色川 徹
【本店の所在の場所】	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【事務連絡者氏名】	石舘 真 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
【電話番号】	03-6432-7746
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券に係るファン ドの名称】	楽天グローバル・バランス（安定型） 楽天グローバル・バランス（成長型） 楽天グローバル・バランス（積極型）
【届出の対象とした募集（売出）内 国投資信託受益証券の金額】	各ファンド1,500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成27年11月19日付で提出した有価証券届出書（平成28年4月20日をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下、「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、これを訂正するために本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

原届出書において、以下に記載した箇所を、＜訂正前＞の内容から＜訂正後＞の内容に訂正し、また、更新します。

____部分は、訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。基準価額は販売会社にてご確認いただけます。また、基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。詳しくは、下記（８）の照会先までお問い合わせください。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。なお、収益分配金の再投資については、各計算期間終了日の基準価額とします。基準価額は委託会社または販売会社にてご確認いただけます。また、基準価額は、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。詳しくは、下記「（８）申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た価額をいいます。なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。

（５）【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に、3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれます。手数料について、詳しくは販売会社または下記（８）の照会先までお問い合わせください。

（中略）

ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」¹または「償還前乗換え」²によりファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます。ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等が販売会社毎に異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

1「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社でファンドの受益権を取得する場合をいいます。

<訂正後>

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額）に、3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。手数料について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（中略）

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗換え」¹または「償還前乗換え」²により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができます。ただし、上記の

申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等が販売会社毎に異なりますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- 1「償還乗換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。
- 2「償還前乗換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行なった販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合があります。

(7)【申込期間】

<訂正前>

平成27年11月20日から平成28年11月21日まで。

お申込みの受付は、委託会社および販売会社の営業日に行ないます。ただし、ニューヨーク、ロンドン証券取引所の休業日およびニューヨーク、ロンドンにおける銀行休業日にはお申込みの受付は行ないません。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

<訂正後>

平成27年11月20日から平成28年11月21日まで。

お申込みの受付は、委託会社および販売会社の営業日に行ないます。ただし、ニューヨーク、ロンドン証券取引所の休業日およびニューヨーク、ロンドンにおける銀行休業日にはお申込みの受付は行ないません。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

<訂正前>

販売会社において申込みの取扱いを行ないます。

なお、販売会社については、下記照会先にお問い合わせください。

委託会社のお問合せ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

<訂正後>

販売会社において申込みの取扱いを行ないます。

なお、販売会社については、下記照会先にお問い合わせください。

委託会社のお問い合わせ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

(10)【払込取扱場所】

<訂正前>

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。

なお、販売会社については、上記(8)の照会先までお問い合わせください。

< 訂正後 >

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。

なお、販売会社については、上記「(8) 申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

(前略)

ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「追加型 / 内外 / 資産複合」に分類されます。ファンドの商品分類は、以下の通りです。ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行ないます。

(中略)

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

該当する商品分類表（網掛け表示部分）の定義

追加型	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(中略)

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(中略)

ファンドの特色

(中略)

上記はいずれも、2015年9月末現在です。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において以下のように分類・区分されます。当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行ないます。

(中略)

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

該当する商品分類表（網掛け表示部分）の定義

追加型	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行なわれ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（中略）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」欄は、対円ででの為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（中略）

ファンドの特色

（中略）

上記はいずれも、平成28年3月末現在です。

（後略）

（2）【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成21年8月7日 信託契約締結、当ファンドの設定日・運用開始

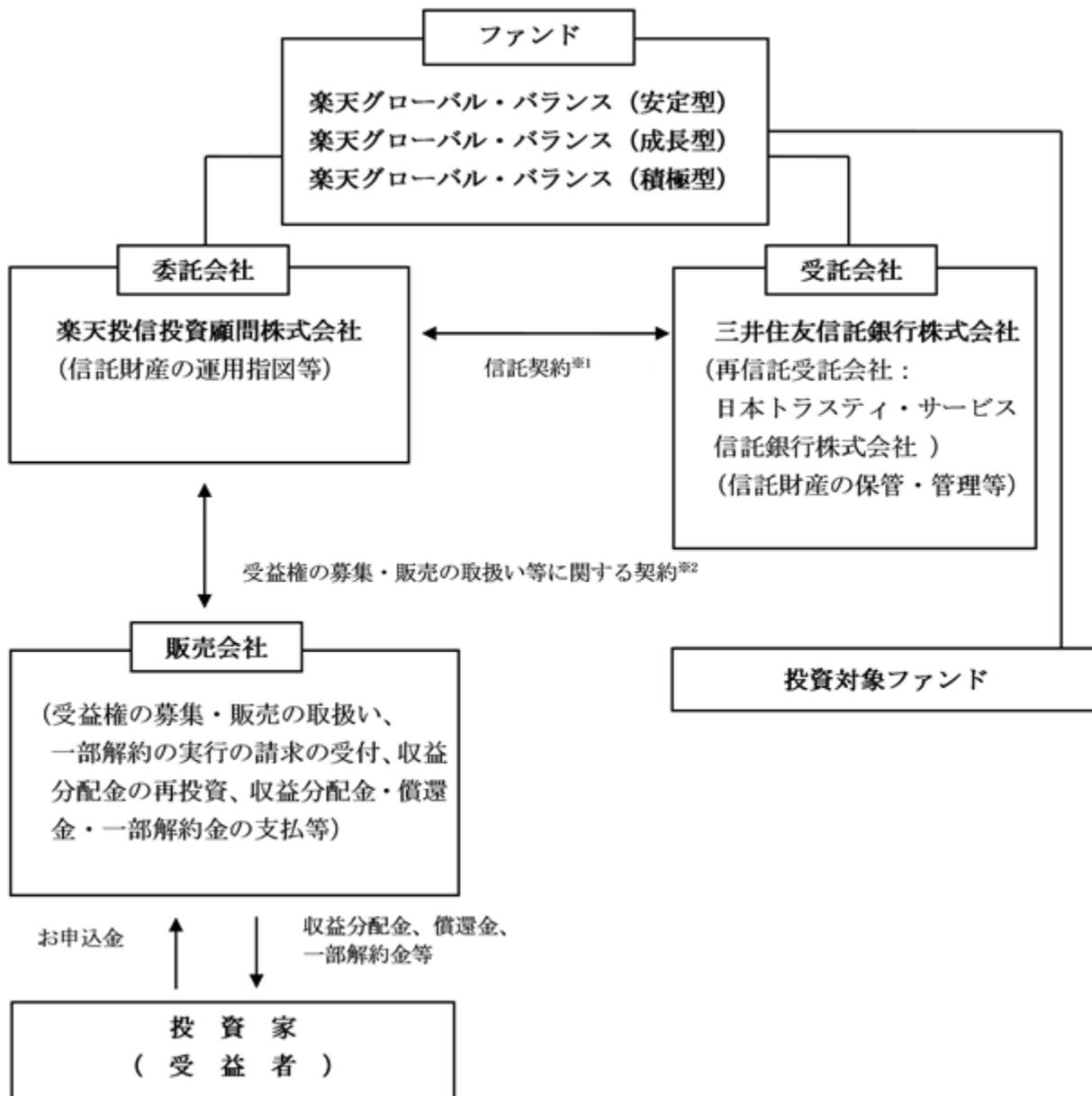
< 訂正後 >

平成21年8月7日 投資信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組み



1 「信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。

2 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。

委託会社の概況

イ．資本金の額（平成27年9月末日現在）

資本金	150百万円
-----	--------

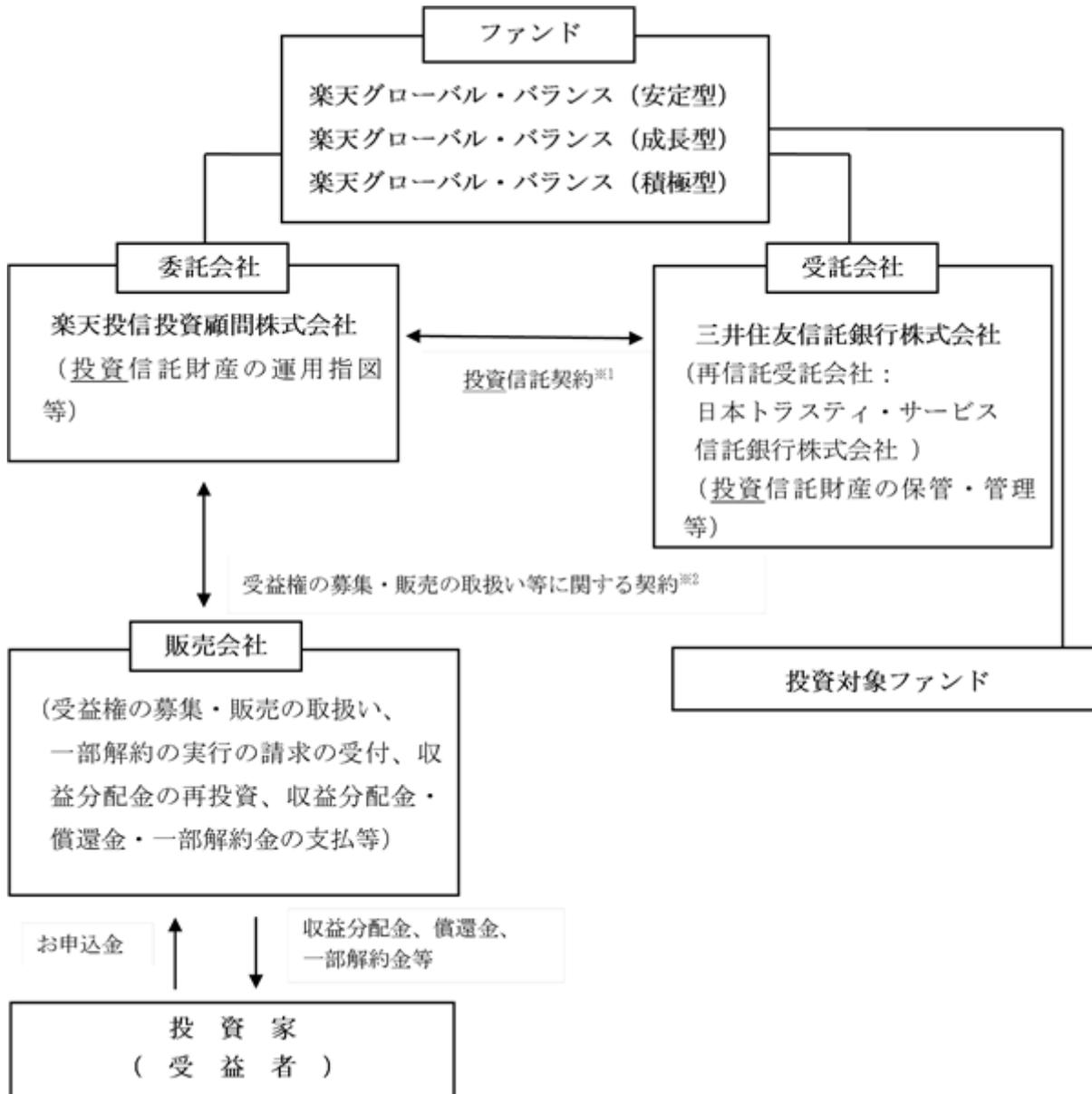
(中略)

ハ．大株主の状況（平成27年9月末日現在）

(後略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



1 「投資信託契約」

投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものです。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容等が含まれています。

2 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

投資信託を取扱うルールを委託会社と販売会社の間で規定したものです。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容等が含まれています。

委託会社の概況

イ．資本金の額（平成28年3月末日現在）

資本金 150百万円

（中略）

ハ．大株主の状況（平成28年3月末日現在）

（後略）

2【投資方針】

（1）【投資方針】

<訂正前>

投資態度

（中略）

* 指定投資信託証券は、2015年9月末日現在以下の通りです。

（中略）

運用方針

（中略）

各指定投資信託証券への資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。（2015年9月末日現在）

（後略）

<訂正後>

投資態度

（中略）

* 指定投資信託証券は、平成28年3月末日現在以下の通りです。

（中略）

運用方針

（中略）

各指定投資信託証券への資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。（平成28年3月末日現在）

（後略）

（2）【投資対象】

<訂正前>

（前略）

投資対象の候補とする投資信託証券の概要

以下は、平成27年9月末日現在当ファンドが投資対象の候補とする投資信託証券の概要について、委託会社が知りうる情報を基に作成されたものです。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

投資対象の候補とする投資信託証券の概要

以下は、平成28年3月末現在当ファンドが投資対象の候補とする投資信託証券の概要について、委託会社が知りうる情報を基に作成されたものです。

（後略）

（3）【運用体制】

< 訂正前 >

（前略）

- ・ 運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画にしたがって運用を実行します。

（中略）

運用体制は平成27年9月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

- ・ 運用部は「投資政策委員会」で決定された運用計画に従って運用を実行します。

（中略）

運用体制は平成28年3月末現在のものであり、今後、変更になる場合があります。

（後略）

3【投資リスク】

<訂正前>

ファンドの主なリスクおよび留意点

（中略）

ヲ．その他の留意点

（中略）

(b) 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、原則として1日1件10億円を超える一部解約は行なえないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

（中略）

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

楽天グローバル・バランス(安定型)

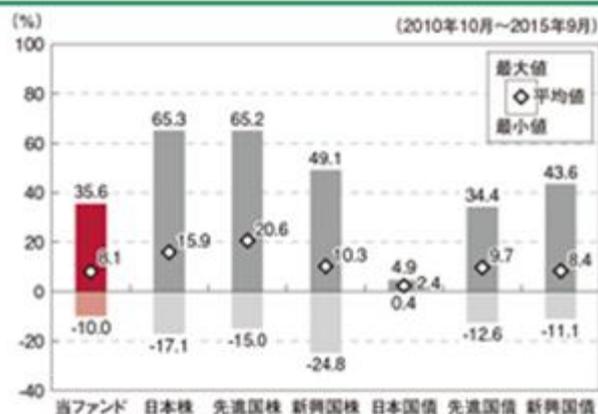


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

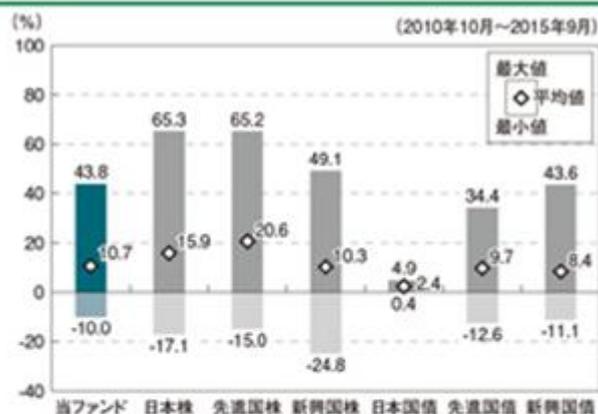
楽天グローバル・バランス(成長型)



※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

楽天グローバル・バランス(積極型)

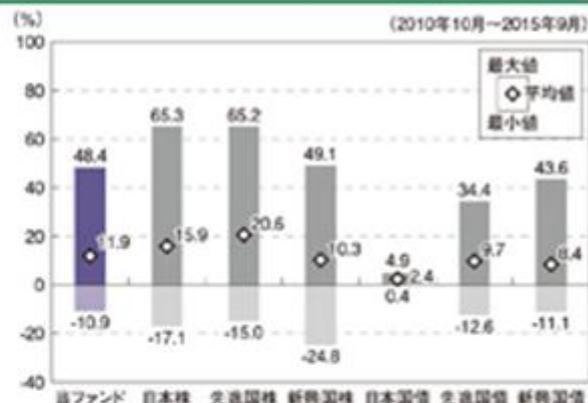


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

- 日本株……S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)
- 先進国株…S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)
- 新興国株…S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)
- 日本国債…シティ日本国債インデックス(円ベース)
- 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
- 新興国債…シティ新興国市場国債インデックス(円換算ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、米ドルベースの各指数を楽天投信投資顧問が円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

<訂正後>

ファンドの主なリスクおよび留意点

(中略)

ヲ．その他の留意点

(中略)

(b) 投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、原則として1日1件10億円を超える一部解約は行なえないものとします。また、市況動向等により、これ以外にも大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

(中略)

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資
基準価額の推移

楽天グローバル・バランス(安定型)



※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

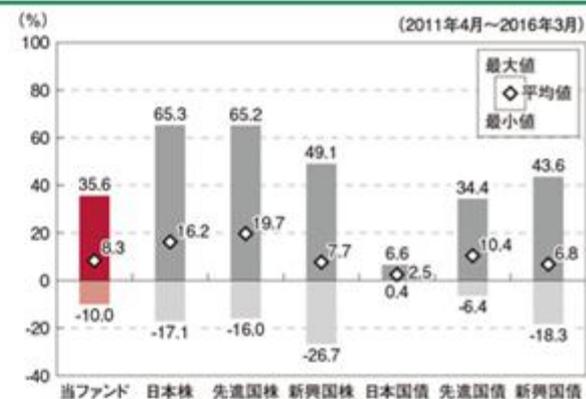
楽天グローバル・バランス(成長型)



※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

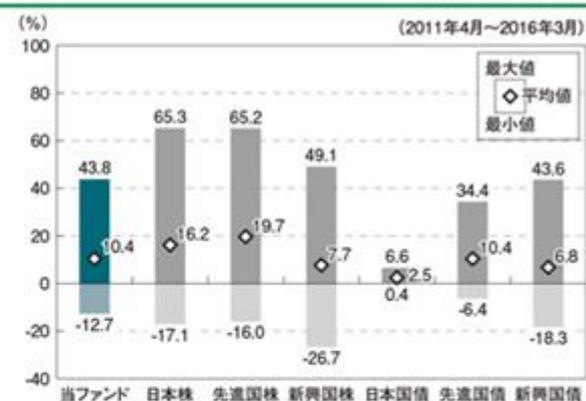
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。（分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。）

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

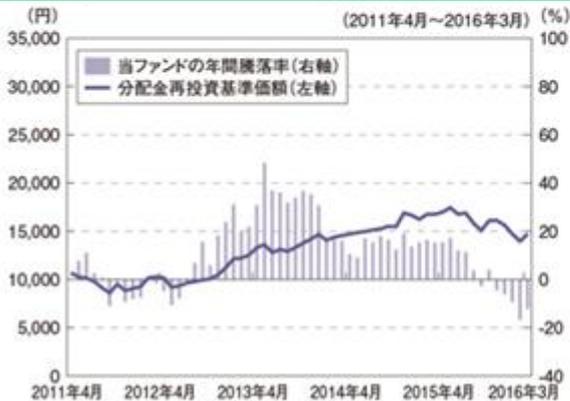
※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

参考情報

■ ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

楽天グローバル・バランス(積極型)

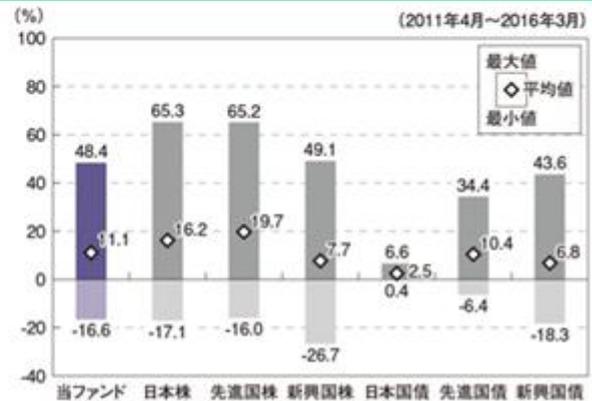


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

■ ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づいて計算した騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの騰落率は以下の各指数の騰落率です。

- 日本株……S&P日本総合指数(トータル・リターン、円ベース)
- 先進国株…S&P先進国総合指数(除く日本、トータル・リターン、円換算ベース)
- 新興国株…S&P新興国総合指数(トータル・リターン、円換算ベース)
- 日本国債…シティ日本国債インデックス(円ベース)
- 先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
- 新興国債…シティ新興国市場国債インデックス(円換算ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、米ドルベースの各指数を楽天投信投資顧問が円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（後略）

<訂正後>

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た金額）に、3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（後略）

(2)【換金（解約）手数料】

<訂正前>

（前略）

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

<訂正後>

（前略）

換金の詳細については販売会社にお問い合わせください。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.0044%（税抜0.93%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分および当該信託報酬を対価とする役務の内容は次の通りになります。

純資産総額	200億円以下の部分	200億円超500億円以下の部分	500億円超の部分	
委託会社	年0.4320% (税抜0.40%)	年0.3780% (税抜0.35%)	年0.3240% (税抜0.30%)	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.5400% (税抜0.50%)	年0.5940% (税抜0.55%)	年0.6480% (税抜0.60%)	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年0.0324% (税抜0.03%)			運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
合計	年1.0044% (税抜0.93%)			

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等および地方消費税に相当する額は、信託財産中から支弁します。

（中略）

* 投資対象の候補とする投資信託証券の管理報酬等

(純資産総額に対する年率)

投資対象の候補とする投資信託証券の名称	管理報酬率 1 (税抜)
iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	0.07%
iシェアーズ MSCI EAFE ETF	0.33%
iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	0.68%
iシェアーズ 世界国債UCITS ETF	0.20%
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券UCITS ETF	0.45%
iシェアーズ 米国不動産 ETF	0.43%
iシェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・インデックス・トラスト	0.75%

(中略)

2 上記の内容は平成27年9月末現在で委託会社が知りうる情報を基に作成されたものであり、上記の管理報酬率は今後変更される場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかる場合があります。

< 訂正後 >

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.0044% (税抜0.93%) の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分および当該信託報酬を対価とする役務の内容は次の通りになります。

純資産総額	200億円以下の部分	200億円超500億円以下の部分	500億円超の部分	
委託会社	年0.432% (税抜0.4%)	年0.378% (税抜0.35%)	年0.324% (税抜0.3%)	委託した資金の運用の対価
販売会社	年0.54% (税抜0.5%)	年0.594% (税抜0.55%)	年0.648% (税抜0.6%)	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年0.0324% (税抜0.03%)			運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
合計	年1.0044% (税抜0.93%)			

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間終了日（当該日が休業日のときは翌営業日とします。）に当該終了日までに計上された金額ならびに信託終了時に終了日までに計上された金額を投資信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等および地方消費税に相当する額は、投資信託財産中から支弁します。

(中略)

* 投資対象の候補とする投資信託証券の管理報酬等

(純資産総額に対する年率)

投資対象の候補とする投資信託証券の名称	管理報酬率 1 (税抜)
iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	0.07%
iシェアーズ MSCI EAFE ETF	0.32%
iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	0.72%
iシェアーズ 世界国債_UCITS ETF	0.20%
iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット 債券_UCITS ETF	0.45%
iシェアーズ 米国不動産 ETF	0.44%
i シェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・インデックス・トラスト	0.75%

(中略)

2 上記の内容は平成28年3月末現在で委託会社が知りうる情報を基に作成されたものであり、上記の管理報酬率は今後変更される場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかる場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

<訂正前>

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託者の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産の中から支弁します。

(中略)

投資信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料等、当該売買委託手数料等に係る消費税に相当する金額は、投資信託財産の中から支弁します。

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産の中から支弁します。

その他の手数料については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、費用の合計額は、保有期間や運用の状況等に応じて異なります。

<訂正後>

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額、受託会社の立替えた立替金の利息、法定書類の作成・印刷・交付にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、およびその他投資信託財産の運営にかかる費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

(中略)

投資信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料等、当該売買委託手数料等に係る消費税等に相当する金額は、取引のつど投資信託財産中から支弁します。

投資信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況により変動するものであり、事前に料率や上限額を表示することができません。また、手数料・費用等の合計額は、保有期間や運用の状況等に応じて異なります。、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として扱われます。

個人の受益者の場合

(中略)

2) 一部解約金・償還金の取扱い

(中略)

(注2) 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円（2016年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、2016年4月1日より、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」制度が開始されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等が追加される予定です。

(後略)

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として扱われます。

個人の受益者の場合

(中略)

2) 一部解約金・償還金の取扱い

(中略)

(注2) 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、20歳未満の方を対象とした「ジュニアNISA」制度がご利用になります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失（譲渡損）は、確定申告を行なうことにより上場株式等の譲渡益および配当所得（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子所得（申告分離課税を選択したものに限りま

す。）から差し引くこと（損益通算）ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、一部解約時、償還時に生じた差益（譲渡益）は、上場株式等および特定公社債等の譲渡損と損益通算ができます。

(後略)

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」の情報を更新します。

<更新後>

(1)【投資状況】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

（平成28年3月31日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託証券	85,568,787	98.16
内 アメリカ	25,760,219	29.55
内 アイルランド	59,808,568	68.61
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,603,887	1.84
純資産総額	87,172,674	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

（平成28年3月31日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託証券	242,374,218	98.12
内 アメリカ	131,486,897	53.23
内 アイルランド	110,887,321	44.89
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	4,637,544	1.88
純資産総額	247,011,762	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

（平成28年3月31日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託証券	1,405,727,706	97.45
内 アメリカ	1,047,177,284	72.59
内 アイルランド	358,550,422	24.86
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	36,787,389	2.55
純資産総額	1,442,515,095	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

（注2）投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

（平成28年3月31日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	口数	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	投資 比率 (%)
1	iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF アイルランド	投資信託 証券 -	4,520	11,578.20 52,333,909	12,308.03 55,632,324	63.82
2	iシェアーズ MSCI EAFE ETF アメリカ	投資信託 証券 -	1,808	6,941.31 12,549,964	6,505.01 11,761,069	13.49
3	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF アメリカ	投資信託 証券 -	407	23,512.48 9,569,621	23,339.40 9,499,139	10.90
4	iシェアーズ MSCI エマージング・ マーケット ETF アメリカ	投資信託 証券 -	1,165	3,821.99 4,452,633	3,862.67 4,500,011	5.16
5	iシェアーズ・J.P.モルガン・米ドル 建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF アイルランド	投資信託 証券 -	339	12,081.66 4,095,697	12,319.30 4,176,244	4.79

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
投資信託証券	98.16
合計	98.16

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

（平成28年3月31日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	口数	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	投資 比率 (%)
1	iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF アイルランド	投資信託 証券 -	7,541	11,579.44 87,320,613	12,308.03 92,814,902	37.58
2	iシェアーズ MSCI EAFE ETF アメリカ	投資信託 証券 -	7,618	6,980.18 53,175,249	6,505.01 49,555,214	20.06
3	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF アメリカ	投資信託 証券 -	1,730	23,437.89 40,547,740	23,339.40 40,377,176	16.35
4	iシェアーズ・J.P.モルガン・米ドル 建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF アイルランド	投資信託 証券 -	1,467	12,075.69 17,715,036	12,319.30 18,072,419	7.32
5	iシェアーズ MSCI エマージング・ マーケット ETF アメリカ	投資信託 証券 -	4,520	3,842.61 17,368,612	3,862.67 17,459,270	7.07

6	iシェアーズ 米国不動産 ETF アメリカ	投資信託 証券 -	1,408	8,517.03 11,991,978	8,721.43 12,279,776	4.97
7	iシェアーズ S&P GSCI™ コモディ ティ・インデックス・トラスト アメリカ	投資信託 証券 -	7,615	1,837.13 13,990,237	1,551.60 11,815,461	4.78

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率(%)
投資信託証券	98.12
合計	98.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

「楽天グローバル・バランス(積極型)」

(平成28年3月31日現在)

	銘柄名 地域	種類 業種	口数	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	投資 比率 (%)
1	iシェアーズ MSCI EAFE ETF アメリカ	投資信託 証券 -	53,268	6,963.06 370,910,945	6,505.01 346,509,213	24.02
2	iシェアーズ・コア S&P 500 ETF アメリカ	投資信託 証券 -	12,021	23,451.86 281,915,561	23,339.40 280,563,028	19.45
3	iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF アイルランド	投資信託 証券 -	17,753	11,573.58 205,465,909	12,308.03 218,504,570	15.15
4	iシェアーズ MSCI エマージング・ マーケット ETF アメリカ	投資信託 証券 -	37,545	3,819.73 143,412,704	3,862.67 145,023,960	10.05
5	iシェアーズ 米国不動産 ETF アメリカ	投資信託 証券 -	16,096	8,577.65 138,065,891	8,721.43 140,380,169	9.73
6	iシェアーズ・J.P.モルガン・米ドル 建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF アイルランド	投資信託 証券 -	11,368	12,082.11 137,350,376	12,319.30 140,045,852	9.71
7	iシェアーズ S&P GSCI™ コモディ ティ・インデックス・トラスト アメリカ	投資信託 証券 -	86,814	1,861.36 161,599,578	1,551.60 134,700,914	9.34

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率（％）
投資信託証券	97.45
合計	97.45

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成28年3月31日現在及び同日前1年以内における各月末営業日及び各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (平成21年8月7日)	5,270,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成22年8月20日)	325,015,884	325,015,884	0.8891	0.8891
第2計算期間末 (平成23年8月22日)	59,167,580	59,167,580	0.8431	0.8431
第3計算期間末 (平成24年8月20日)	41,354,293	41,354,293	0.8788	0.8788
第4計算期間末 (平成25年8月20日)	51,686,012	51,686,012	1.0845	1.0845
第5計算期間末 (平成26年8月20日)	61,114,386	61,114,386	1.2165	1.2165
平成27年3月末日	77,402,434	-	1.3418	-
4月末日	79,971,231	-	1.3489	-
5月末日	81,868,346	-	1.3728	-
6月末日	82,335,309	-	1.3428	-
7月末日	84,119,740	-	1.3575	-
第6計算期間末 (平成27年8月20日)	85,462,147	85,462,147	1.3492	1.3492
8月末日	83,371,265	-	1.3120	-
9月末日	82,722,538	-	1.2819	-
10月末日	86,229,693	-	1.3200	-
11月末日	88,756,161	-	1.3256	-
12月末日	88,007,138	-	1.3043	-
平成28年1月末日	87,498,466	-	1.2821	-
2月末日	84,318,220	-	1.2290	-
3月末日	87,172,674	-	1.2633	-

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (平成21年8月7日)	6,970,000	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成22年8月20日)	307,010,187	307,010,187	0.9176	0.9176
第2計算期間末 (平成23年8月22日)	325,339,769	325,339,769	0.8709	0.8709
第3計算期間末 (平成24年8月20日)	384,630,240	384,630,240	0.9549	0.9549
第4計算期間末 (平成25年8月20日)	427,892,609	427,892,609	1.2229	1.2229
第5計算期間末 (平成26年8月20日)	292,980,069	292,980,069	1.4029	1.4029
平成27年3月末日	326,758,113	-	1.5597	-
4月末日	331,028,135	-	1.5754	-
5月末日	340,709,987	-	1.6125	-
6月末日	342,049,325	-	1.5624	-
7月末日	263,360,762	-	1.5785	-
第6計算期間末 (平成27年8月20日)	261,999,101	261,999,101	1.5557	1.5557
8月末日	250,883,933	-	1.5006	-
9月末日	262,599,957	-	1.4433	-
10月末日	278,302,042	-	1.5192	-
11月末日	260,201,769	-	1.5243	-
12月末日	251,824,176	-	1.4889	-
平成28年1月末日	243,738,604	-	1.4284	-
2月末日	235,454,414	-	1.3625	-
3月末日	247,011,762	-	1.4183	-

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

	純資産総額		1口当たりの純資産額	
	(分配落) (円)	(分配付) (円)	(分配落) (円)	(分配付) (円)
設定時 (平成21年8月7日)	133,618,320	-	1.0000	-
第1計算期間末 (平成22年8月20日)	592,147,602	592,147,602	0.9321	0.9321
第2計算期間末 (平成23年8月22日)	667,201,992	667,201,992	0.8771	0.8771
第3計算期間末 (平成24年8月20日)	842,883,494	842,883,494	0.9993	0.9993
第4計算期間末 (平成25年8月20日)	1,167,792,040	1,167,792,040	1.2903	1.2903
第5計算期間末 (平成26年8月20日)	1,134,677,290	1,134,677,290	1.5101	1.5101
平成27年3月末日	1,413,201,962	-	1.6759	-
4月末日	1,456,281,610	-	1.6982	-
5月末日	1,524,011,197	-	1.7436	-
6月末日	1,473,891,575	-	1.6773	-
7月末日	1,511,978,753	-	1.6871	-
第6計算期間末 (平成27年8月20日)	1,491,872,957	1,491,872,957	1.6504	1.6504
8月末日	1,443,674,237	-	1.5813	-
9月末日	1,414,506,026	-	1.5074	-
10月末日	1,531,711,379	-	1.6097	-
11月末日	1,551,540,123	-	1.6119	-
12月末日	1,477,824,533	-	1.5639	-
平成28年1月末日	1,405,639,898	-	1.4716	-
2月末日	1,357,734,204	-	1.3970	-
3月末日	1,442,515,095	-	1.4713	-

【分配の推移】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
平成27年8月21日～ 平成28年2月20日	-

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
平成27年8月21日～ 平成28年2月20日	-

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

	1口当たり分配金 (円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
平成27年8月21日～ 平成28年2月20日	-

【収益率の推移】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

	収益率(%)
第1計算期間	11.1
第2計算期間	5.2
第3計算期間	4.2
第4計算期間	23.4
第5計算期間	12.2
第6計算期間	10.9
平成27年8月21日～ 平成28年2月20日	9.6

(注) 収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

	収益率(%)
第1計算期間	8.2
第2計算期間	5.1
第3計算期間	9.6
第4計算期間	28.1
第5計算期間	14.7
第6計算期間	10.9
平成27年8月21日～ 平成28年2月20日	13.3

（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

	収益率(%)
第1計算期間	6.8
第2計算期間	5.9
第3計算期間	13.9
第4計算期間	29.1
第5計算期間	17.0
第6計算期間	9.3
平成27年8月21日～ 平成28年2月20日	16.4

（注）収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を基準とした、各計算期間末の基準価額（分配付）の上昇（または下落）率をいいます。なお、収益率は小数点第2位を四捨五入しています。

（参考情報）運用実績

2016年3月31日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



※「分配金再投資基準価額」は、税引前分配金を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

楽天国際・バランス(安定型)

基準価額	12,633円
純資産総額	87百万円

楽天国際・バランス(成長型)

基準価額	14,183円
純資産総額	247百万円

楽天国際・バランス(積極型)

基準価額	14,713円
純資産総額	1,442百万円

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

楽天国際・バランス(安定型)

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	設定以来累計
2010年8月20日	2011年8月22日	2012年8月20日	2013年8月20日	2014年8月22日	2015年8月20日	2016年8月20日	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

楽天国際・バランス(成長型)

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	設定以来累計
2010年8月20日	2011年8月22日	2012年8月20日	2013年8月20日	2014年8月22日	2015年8月20日	2016年8月20日	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

楽天国際・バランス(積極型)

決算期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	設定以来累計
2010年8月20日	2011年8月22日	2012年8月20日	2013年8月20日	2014年8月22日	2015年8月20日	2016年8月20日	
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

楽天国際・バランス(安定型)

銘柄名	投資比率(%)
1 iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	63.82
2 iシェアーズ MSCI EAFE ETF	13.49
3 iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	10.90
4 iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	5.16
5 iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF	4.79
短期金融資産、その他	1.84
合計	100.00

楽天国際・バランス(成長型)

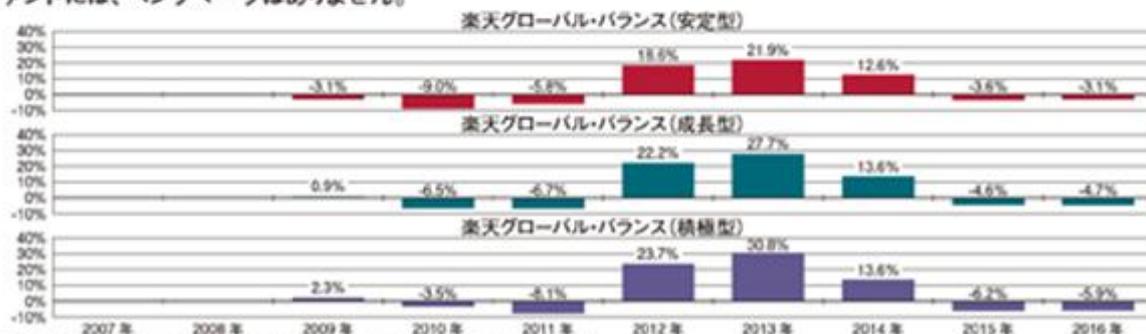
銘柄名	投資比率(%)
1 iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	37.58
2 iシェアーズ MSCI EAFE ETF	20.06
3 iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	16.35
4 iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF	7.32
5 iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	7.07
6 iシェアーズ 米国不動産 ETF	4.97
7 iシェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・インデックス・トラスト	4.78
短期金融資産、その他	1.87
合計	100.00

楽天国際・バランス(積極型)

銘柄名	投資比率(%)
1 iシェアーズ MSCI EAFE ETF	24.02
2 iシェアーズ・コア S&P 500 ETF	19.45
3 iシェアーズ 世界国債 UCITS ETF	15.15
4 iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット ETF	10.05
5 iシェアーズ 米国不動産 ETF	9.73
6 iシェアーズ J.P.モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券 UCITS ETF	9.71
7 iシェアーズ S&P GSCI™ コモディティ・インデックス・トラスト	9.34
短期金融資産、その他	2.55
合計	100.00

年間収益率の推移(暦年ベース)

当ファンドには、ベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2009年は設定日(2009年8月7日)から年末まで、2016年は3月末までの騰落率を表しています。

最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

(4) 【設定及び解約の実績】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	367,617,386	2,042,352	365,575,034
第2計算期間	11,866,465	307,263,804	70,177,695
第3計算期間	10,039,824	33,157,259	47,060,260
第4計算期間	11,229,098	10,629,228	47,660,130
第5計算期間	8,812,387	6,235,742	50,236,775
第6計算期間	16,726,486	3,620,243	63,343,018
平成27年8月21日～ 平成28年2月20日	6,283,664	1,044,046	68,582,636

（注）当初申込期間中の設定数量は5,270,000口です。

「楽天グローバル・バランス（成長型）」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	336,286,070	1,716,199	334,569,871
第2計算期間	43,558,926	4,563,894	373,564,903
第3計算期間	35,807,727	6,555,951	402,816,679
第4計算期間	42,744,824	95,659,142	349,902,361
第5計算期間	119,181,784	260,239,983	208,844,162
第6計算期間	32,012,669	72,448,944	168,407,887
平成27年8月21日～ 平成28年2月20日	24,326,324	20,107,755	172,626,456

（注）当初申込期間中の設定数量は6,970,000口です。

「楽天グローバル・バランス（積極型）」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	789,131,207	153,837,539	635,293,668
第2計算期間	229,554,897	104,176,181	760,672,384
第3計算期間	219,639,082	136,849,462	843,462,004
第4計算期間	186,142,982	124,533,898	905,071,088
第5計算期間	363,373,206	517,040,292	751,404,002
第6計算期間	207,792,798	55,251,541	903,945,259
平成27年8月21日～ 平成28年2月20日	116,761,566	53,504,244	967,202,581

（注）当初申込期間中の設定数量は133,618,320口です。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行なわれます。取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク、ロンドン証券取引所の休業日およびニューヨーク、ロンドンにおける銀行休業日には、取得の申込みはできません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.24%（税抜き 3.00%）を超えないものとします。

（後略）

<訂正後>

（1）取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行なわれます。取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク、ロンドン証券取引所の休業日およびニューヨーク、ロンドンにおける銀行休業日には、取得の申込みはできません。

（2）金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

（3）ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.24%（税抜き 3.00%）を超えないものとします。

（後略）

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

一部解約の実行の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行なわれます。一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク、ロンドン証券取引所の休業日およびニューヨーク、ロンドンにおける銀行休業日には、換金の請求はできません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた当該請求の受付を取消することがあります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

一部解約の価額は、販売会社において確認できます。一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額(解約価額)とします。なお、一部解約にあたり手数料はかかりません。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

<訂正後>

(1) 一部解約の実行の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行なわれます。一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク、ロンドン証券取引所の休業日およびニューヨーク、ロンドンにおける銀行休業日には、換金の請求はできません。

(2) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた当該請求の受付を取消することがあります。

(3) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの投資信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

一部解約の価額は、販売会社において確認できます。一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額(解約価額)とします。なお、一部解約にあたり手数料はかかりません。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

詳細については、販売会社にお問い合わせください。

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

なお、換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

(前略)

ファンドの基準価額（1万口当たりで発表されます。）は毎営業日算出されます。最新の基準価額は、販売会社または委託会社の下記照会先にお問い合わせください。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に基準価額が掲載されます。

委託会社のお問合せ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

<訂正後>

(前略)

ファンドの基準価額（1万口当たりで発表されます。）は毎営業日算出されます。基準価額は、販売会社または委託会社の下記照会先にお問い合わせください。また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に基準価額が掲載されます。

委託会社のお問い合わせ先

楽天投信投資顧問株式会社

お客様窓口：電話番号 03-6432-7746

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.rakuten-toushin.co.jp/>

(5)【その他】

<訂正前>

1) 信託の終了（繰上償還）

イ．委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- a 受益者の解約により受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合
- b 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
- c やむを得ない事情が発生したとき

ロ．上記イ．に該当する場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。

ハ．委託会社は、監督官庁よりこの信託約款の解約の命令を受けたとき等には、下記「書面決議」の手続きは適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

ニ．繰上償還を行なう場合は、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) 信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上この信託約款を変更すること、またはファンドと他のファンドの併合

(以下「併合」といいます。)を行なうことができるものとします。信託約款の変更または併合を行なう際は、あらかじめ委託会社はその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ロ．委託会社は、上記イ．の事項(変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れたる受益者に対して交付し、書面決議を行ないます。
- ハ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、下記「4)書面決議」の規定に従います。

(中略)

6) 運用報告書の作成

- イ．委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。交付運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

(中略)

8) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記の「2)信託約款の変更等」に従い、新受託会社を選任します。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、信託約款を解約し、信託を終了させます。

(中略)

10) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

11) 信託契約に関する疑義の取扱い

信託契約の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

<訂正後>

1) 信託の終了(繰上償還)

- イ．委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、投資信託契約を解約し繰上償還させることができます。
- a 受益者の解約により受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合
 - b 繰上償還することが受益者のために有利であると認めたとき
 - c やむを得ない事情が発生したとき
- ロ．上記イ．に該当する場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。
- ハ．委託会社は、監督官庁よりこの投資信託約款の解約の命令を受けたとき等には、下記「書面決議」の手続きは適用せず、投資信託契約を解約し繰上償還させます。
- ニ．繰上償還を行なう場合は、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2) 投資信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上この投資信託約款を変更すること、またはファンドと他のファンドの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができるものとします。投資信託約款の変更または併合を行なう際は、あらかじめ委託会社はその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ロ．委託会社は、上記イ．の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知れたる受益者に対して交付し、書面決議を行ないます。
- ハ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、下記「4）書面決議」の規定に従います。

（中略）

6) 運用報告書の作成

- イ．委託会社は、毎計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。

（中略）

8) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記の「2）投資信託約款の変更等」に従い、新受託会社を選任します。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任することができないとき、委託会社は、投資信託約款を解約し、信託を終了させます。

（中略）

10) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

11) 投資信託契約に関する疑義の取扱い

投資信託契約の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めま

す。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の中間財務諸表を追加します。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）（以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下、「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期中間計算期間（平成26年8月21日から平成27年2月20日まで）の中間財務諸表については、太陽有限責任監査法人による中間監査を受けており、第7期中間計算期間（平成27年8月21日から平成28年2月20日まで）の中間財務諸表については、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【楽天グローバル・バランス（安定型）中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期計算期間末 平成27年8月20日現在	第7期中間計算期間末 平成28年2月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	187,295	391,849
金銭信託	-	1,978,333
コール・ローン	1,869,301	-
投資信託受益証券	83,864,613	81,777,797
未収配当金	18,984	15,632
流動資産合計	85,940,193	84,163,611
資産合計	85,940,193	84,163,611
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2	-
未払受託者報酬	12,851	13,946
未払委託者報酬	385,382	418,170
その他未払費用	79,811	94,484
流動負債合計	478,046	526,600
負債合計	478,046	526,600
純資産の部		
元本等		
元本	63,343,018	68,582,636
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	22,119,129	15,054,375
（分配準備積立金）	16,076,938	15,824,300
元本等合計	85,462,147	83,637,011
純資産合計	85,462,147	83,637,011
負債純資産合計	85,940,193	84,163,611

（ 2 ）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間		第7期中間計算期間	
	自	平成26年8月21日 至 平成27年2月20日	自	平成27年8月21日 至 平成28年2月20日
営業収益				
受取配当金		511,494		626,903
受取利息		43		39
有価証券売買等損益		3,202,540		757,827
為替差損益		9,427,390		7,754,690
営業収益合計		6,736,387		7,885,575
営業費用				
受託者報酬		10,855		13,946
委託者報酬		325,560		418,170
その他費用		280,109		313,823
営業費用合計		616,524		745,939
営業利益又は営業損失（ ）		6,119,863		8,631,514
経常利益又は経常損失（ ）		6,119,863		8,631,514
中間純利益又は中間純損失（ ）		6,119,863		8,631,514
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		112,257		55,012
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		10,877,611		22,119,129
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,382,493		1,874,261
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,382,493		1,874,261
剰余金減少額又は欠損金増加額		335,027		362,513
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		335,027		362,513
分配金		-		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		17,932,683		15,054,375

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>1. 受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。</p> <p>2. 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>1. 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>2. 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>3. 剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第6期計算期間末 平成27年8月20日現在	第7期中間計算期間末 平成28年2月20日現在
1. 受益権総数	63,343,018口	68,582,636口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.3492円 (13,492円)	1.2195円 (12,195円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期中間計算期間 自 平成26年8月21日 至 平成27年2月20日	第7期中間計算期間 自 平成27年8月21日 至 平成28年2月20日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第6期計算期間末 平成27年8月20日現在	第7期中間計算期間末 平成28年2月20日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

第6期計算期間末 平成27年8月20日現在	第7期中間計算期間末 平成28年2月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第6期計算期間 自 平成26年8月21日 至 平成27年8月20日	第7期中間計算期間 自 平成27年8月21日 至 平成28年2月20日
元本の推移		
期首元本額	50,236,775円	63,343,018円
期中追加設定元本額	16,726,486円	6,283,664円
期中一部解約元本額	3,620,243円	1,044,046円

【楽天グローバル・バランス（成長型）中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期計算期間末 平成27年8月20日現在	第7期中間計算期間末 平成28年2月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	1,541,501	703,600
金銭信託	-	6,922,376
コール・ローン	7,565,379	-
投資信託受益証券	256,117,097	226,688,943
未収配当金	89,202	67,649
流動資産合計	265,313,179	234,382,568
資産合計	265,313,179	234,382,568
負債の部		
流動負債		
未払金	1,456,885	-
未払解約金	6	-
未払受託者報酬	51,412	42,016
未払委託者報酬	1,542,106	1,260,620
その他未払費用	263,669	221,950
流動負債合計	3,314,078	1,524,586
負債合計	3,314,078	1,524,586
純資産の部		
元本等		
元本	168,407,887	172,626,456
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	93,591,214	60,231,526
（分配準備積立金）	61,503,324	54,840,686
元本等合計	261,999,101	232,857,982
純資産合計	261,999,101	232,857,982
負債純資産合計	265,313,179	234,382,568

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第6期中間計算期間		第7期中間計算期間	
	自	平成26年8月21日 至 平成27年2月20日	自	平成27年8月21日 至 平成28年2月20日
営業収益				
受取配当金		2,786,230		2,242,425
受取利息		415		206
有価証券売買等損益		14,753,817		12,537,641
為替差損益		45,600,327		22,369,738
営業収益合計		33,633,155		32,664,748
営業費用				
受託者報酬		51,087		42,016
委託者報酬		1,532,463		1,260,620
その他費用		466,251		446,374
営業費用合計		2,049,801		1,749,010
営業利益又は営業損失（ ）		31,583,354		34,413,758
経常利益又は経常損失（ ）		31,583,354		34,413,758
中間純利益又は中間純損失（ ）		31,583,354		34,413,758
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		1,523,161		845,037
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		84,135,907		93,591,214
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,197,741		11,224,770
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,197,741		11,224,770
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,505,904		11,015,737
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,505,904		11,015,737
分配金		-		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		114,887,937		60,231,526

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>1. 受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。</p> <p>2. 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>1. 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>2. 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>3. 剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第6期計算期間末 平成27年8月20日現在	第7期中間計算期間末 平成28年2月20日現在
1. 受益権総数	168,407,887口	172,626,456口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.5557円 (15,557円)	1.3489円 (13,489円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期中間計算期間 自 平成26年8月21日 至 平成27年2月20日	第7期中間計算期間 自 平成27年8月21日 至 平成28年2月20日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第6期計算期間末 平成27年8月20日現在	第7期中間計算期間末 平成28年2月20日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

第6期計算期間末 平成27年8月20日現在	第7期中間計算期間末 平成28年2月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第6期計算期間 自 平成26年8月21日 至 平成27年8月20日	第7期中間計算期間 自 平成27年8月21日 至 平成28年2月20日
元本の推移		
期首元本額	208,844,162円	168,407,887円
期中追加設定元本額	32,012,669円	24,326,324円
期中一部解約元本額	72,448,944円	20,107,755円

【楽天グローバル・バランス（積極型）中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第6期計算期間末 平成27年8月20日現在	第7期中間計算期間末 平成28年2月20日現在
資産の部		
流動資産		
預金	17,650,906	3,195,610
金銭信託	-	41,410,297
コール・ローン	37,096,188	-
投資信託受益証券	1,461,398,658	1,298,291,914
未収配当金	685,775	524,227
流動資産合計	1,516,831,527	1,343,422,048
資産合計		
	1,516,831,527	1,343,422,048
負債の部		
流動負債		
未払金	16,632,053	-
未払解約金	247,295	198,137
未払受託者報酬	235,241	236,069
未払委託者報酬	7,057,175	7,082,076
その他未払費用	786,806	838,442
流動負債合計	24,958,570	8,354,724
負債合計		
	24,958,570	8,354,724
純資産の部		
元本等		
元本	903,945,259	967,202,581
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	587,927,698	367,864,743
（分配準備積立金）	335,133,350	316,666,572
元本等合計	1,491,872,957	1,335,067,324
純資産合計		
	1,491,872,957	1,335,067,324
負債純資産合計		
	1,516,831,527	1,343,422,048

（ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	第6期中間計算期間		第7期中間計算期間	
	自	平成26年8月21日 至 平成27年2月20日	自	平成27年8月21日 至 平成28年2月20日
営業収益				
受取配当金		12,873,671		14,556,121
受取利息		2,071		1,623
有価証券売買等損益		60,279,840		123,984,270
為替差損益		178,998,221		132,601,896
営業収益合計		131,594,123		242,028,422
営業費用				
受託者報酬		204,383		236,069
委託者報酬		6,131,313		7,082,076
その他費用		873,982		1,086,219
営業費用合計		7,209,678		8,404,364
営業利益又は営業損失（ ）		124,384,445		250,432,786
経常利益又は経常損失（ ）		124,384,445		250,432,786
中間純利益又は中間純損失（ ）		124,384,445		250,432,786
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）		5,180,187		2,989,766
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		383,273,288		587,927,698
剰余金増加額又は欠損金減少額		63,733,432		61,861,892
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		63,733,432		61,861,892
剰余金減少額又は欠損金増加額		19,776,869		34,481,827
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		19,776,869		34,481,827
分配金		-		-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）		546,434,109		367,864,743

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の市場価格又は基準価額に基づいて評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>1. 受取配当金 投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落ちの売買が行われる日において、当該金額を計上しております。</p> <p>2. 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>1. 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>2. 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>3. 剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第6期計算期間末 平成27年8月20日現在	第7期中間計算期間末 平成28年2月20日現在
1. 受益権総数	903,945,259口	967,202,581口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.6504円 (16,504円)	1.3803円 (13,803円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第6期中間計算期間 自 平成26年8月21日 至 平成27年2月20日	第7期中間計算期間 自 平成27年8月21日 至 平成28年2月20日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項 目	第6期計算期間末 平成27年8月20日現在	第7期中間計算期間末 平成28年2月20日現在
1. 貸借対照表計上額と時価との差額	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。	貸借対照表計上額は原則として時価で計上されているため、差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)上記以外の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

第6期計算期間末 平成27年8月20日現在	第7期中間計算期間末 平成28年2月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第6期計算期間	第7期中間計算期間
	自 平成26年8月21日 至 平成27年8月20日	自 平成27年8月21日 至 平成28年2月20日
元本の推移		
期首元本額	751,404,002円	903,945,259円
期中追加設定元本額	207,792,798円	116,761,566円
期中一部解約元本額	55,251,541円	53,504,244円

2【ファンドの現況】

<更新後>

【純資産額計算書】

「楽天グローバル・バランス（安定型）」（平成28年3月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	88,007,810円
負債総額	835,136円
純資産総額（ - ）	87,172,674円
発行済数量	69,005,509口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.2633円

「楽天グローバル・バランス（成長型）」（平成28年3月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	249,401,522円
負債総額	2,389,760円
純資産総額（ - ）	247,011,762円
発行済数量	174,164,619口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.4183円

「楽天グローバル・バランス（積極型）」（平成28年3月31日現在）

項目	金額または口数
資産総額	1,449,212,790円
負債総額	6,697,695円
純資産総額（ - ）	1,442,515,095円
発行済数量	980,439,889口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.4713円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

<訂正前>

（前略）

（4）受益権の譲渡

（中略）

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

（中略）

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（中略）

（8）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<訂正後>

（前略）

（4）受益権の譲渡

（中略）

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

（中略）

（6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（中略）

（8）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金の額（平成27年9月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

（中略）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

（中略）

運用部のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用に係る諸規則等にしたがって、ポートフォリオを構築・管理します。

（後略）

<訂正後>

(1) 資本金の額（平成28年3月末日現在）

資本金	150百万円
発行する株式の総額	30,000株
発行済株式の総数	13,000株
過去5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

（中略）

(3) 投資運用の意思決定プロセス

（中略）

運用部のファンドマネジャーは、上記運用方針および運用に係る諸規則等に従って、ポートフォリオを構築・管理します。

（後略）

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行なっています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言・代理業務を行なっています。

平成28年3月末日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	18本	130,776百万円
合 計	18本	130,776百万円

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」の情報を更新します。

<更新後>

1. 委託会社である楽天投信投資顧問株式会社（以下「当社」といいます。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます。）、並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年8月30日大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）、並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けており、中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第9期事業年度の財務諸表 太陽有限責任監査法人

第10期中間会計期間の中間財務諸表 新日本有限責任監査法人

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日現在)		当事業年度 (平成27年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		711,666		572,617
金銭の信託		-		900,000
前払費用		2,917		4,127
未収委託者報酬		133,348		168,395
未収収益		1		1
立替金		3,181		2,243
繰延税金資産		172,060		48,157
その他		-		25
流動資産計		1,023,175		1,695,567
固定資産				
有形固定資産	1	9,869	1	13,577
建物（純額）		5,435		4,589
器具備品（純額）		4,434		8,988
無形固定資産		78		0
ソフトウェア		78		0
投資その他の資産		56,791		52,246
投資有価証券		55,051		50,070
長期前払費用		1,739		2,176
固定資産計		66,739		65,824
資産合計		1,089,915		1,761,392

（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年3月31日現在）	当事業年度 （平成27年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	1,927	3,993
未払費用	75,907	86,762
未払法人税等	31,058	44,524
未払消費税等	18,666	53,824
賞与引当金	21,001	20,405
役員賞与引当金	8,312	8,627
流動負債計	156,873	218,136
固定負債		
繰延税金負債	18	22
固定負債計	18	22
負債合計	156,891	218,159
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	400,000	400,000
その他資本剰余金	229,716	229,716
資本剰余金合計	629,716	629,716
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	153,274	763,469
利益剰余金合計	153,274	763,469
株主資本合計	932,990	1,543,185
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33	47
評価・換算差額合計	33	47
純資産合計	933,023	1,543,232
負債・純資産合計	1,089,915	1,761,392

(2) 【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自平成25年4月 1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月 1日 至平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,420,115	2,077,447
その他営業収益	6	6
営業収益計	1,420,122	2,077,454
営業費用		
支払手数料	646,744	957,385
広告宣伝費	5,890	4,038
通信費	59,717	55,314
協会費	1,992	2,229
諸会費	172	221
営業費用計	714,517	1,019,189
一般管理費	1・2 254,786	1・2 265,189
営業利益	450,817	793,075
営業外収益		
受取利息	89	143
有価証券利息	-	566
雑収入	-	6
営業外収益計	89	716
営業外費用		
有価証券売却損	133	-
為替差損	-	32
営業外費用計	133	32
経常利益	450,773	793,758
特別利益		
投資有価証券売却益	-	129
特別利益計	-	129
特別損失		
固定資産除却損	-	0
固定資産売却損	-	26
システム移行費用	-	1,720
特別損失計	-	1,747
税引前当期利益	450,773	792,140
法人税、住民税及び事業税	37,089	58,043
法人税等調整額	95,044	123,902
法人税等合計	57,954	181,946
当期純利益	508,728	610,194

（ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	355,454	355,454	424,261	38	38	424,300
当期変動額						
当期純利益	508,728	508,728	508,728			508,728
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				5	5	5
当期変動額合計	508,728	508,728	508,728	5	5	508,723
当期末残高	153,274	153,274	932,990	33	33	933,023

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	153,274	153,274	932,990	33	33	933,023
当期変動額						
当期純利益	610,194	610,194	610,194			610,194
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				14	14	14
当期変動額合計	610,194	610,194	610,194	14	14	610,208
当期末残高	763,469	763,469	1,543,185	47	47	1,543,232

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

其他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

(2) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 10～18年

器具備品 3～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する将来の支給見込額のうち、当事業年度末において負担すべき額を計上しております。

4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産より控除した減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有形固定資産	14,189千円	13,166千円

(損益計算書関係)

1. 役員報酬の範囲

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
取締役 年額	200,000千円	200,000千円
監査役 年額	30,000千円	30,000千円

2. 一般管理費の主なもののうち主要な費目及び金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	当事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
人件費	149,265千円	138,905千円
減価償却費	2,893千円	2,644千円
賞与引当金繰入額	21,001千円	20,405千円
役員賞与引当金繰入額	8,312千円	8,627千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っております。

当社では保有する金融資産・負債から生ずる様々なリスクを横断的かつ効率的に管理し、財務の健全性の維持を図っております。

なお、余資運用に関しては、預金等安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

現金・預金は、国内通貨による預金等であり、短期間で決済されるため、為替変動リスクや価格変動リスクは殆どないと認識しております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは殆ど無いと認識しております。

投資有価証券は、主に本邦通貨建ての短期公社債に投資をしている当社運用投資信託の安定運用を目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクは殆どないと認識しております。

未払費用につきましては、そのほとんどが一年以内で決済されます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	711,666	711,666	-
(2) 金銭の信託	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	133,348	133,348	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	55,051	55,051	-
資産計	900,065	900,065	-
負債			
(1) 未払費用	75,907	75,907	-
負債計	75,907	75,907	-

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	572,617	572,617	-
(2) 金銭の信託	900,000	900,000	-
(3) 未収委託者報酬	168,395	168,395	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	50,070	50,070	-
資産計	1,691,082	1,691,082	-
負債			
(1) 未払費用	86,762	86,762	-
負債計	86,762	86,762	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金 (2) 金銭の信託 (3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

負債

(1) 未払費用

未払費用は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	711,666	-
金銭の信託	-	-
未収委託者報酬	133,348	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	50,070
合 計	845,014	50,070

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内
現金・預金	572,617	-
金銭の信託	900,000	-
未収委託者報酬	168,395	-
投資有価証券		
その他有価証券のうち満期があるもの	-	50,070
合 計	1,641,012	50,070

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成26年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	50,070	50,000	70
小 計	50,070	50,000	70
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	4,981	5,000	18
小 計	4,981	5,000	18
合 計	55,051	55,000	51

当事業年度（平成27年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	50,070	50,000	70
小 計	50,070	50,000	70
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	50,070	50,000	70

2. 売却した其他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	5,860	-	133
合計	5,860	-	133

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	5,129	129	-
合計	5,129	129	-

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (至平成27年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	265,745千円	36,163千円
未払費用	1,075千円	980千円
未払事業所税	162千円	159千円
未払事業税	3,031千円	4,099千円
賞与引当金	7,484千円	6,754千円
その他	1,741千円	3,185千円
繰延税金資産小計	279,241千円	51,342千円
評価性引当金	107,180千円	3,185千円
繰延税金資産合計	172,060千円	48,157千円
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	18千円	22千円
繰延税金負債合計	18千円	22千円
繰延税金資産純額	172,060千円	48,157千円
繰延税金負債純額	18千円	22千円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (至平成27年3月31日)
法定実効税率	38.01%	35.64%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.45%	0.30%
住民税均等割等	0.21%	0.12%
評価性引当額の増減	50.55%	12.16%
その他	0.98%	0.92%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.86%	22.97%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.10%、平成28年4月1日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）及び当事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合計
外部顧客への営業収益	1,420,122	-	-	1,420,122

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託運用業務	投資一任業務	情報提供業務	合計
外部顧客への営業収益	2,077,454	-	-	2,077,454

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495 (平成26年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料	298,912	未払費用	21,090

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	楽天証券株式会社	東京都品川区	7,495 (平成27年3月31日現在)	インターネット証券取引サービス業		兼任 2人	当社投資信託の募集の取扱い等	証券投資信託の代行手数料	425,375	未払費用	27,880

- (注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．証券投資信託の代行手数料については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

楽天株式会社（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）	当事業年度 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	71,771円05銭	118,710円22銭
1株当たり当期純利益金額	39,132円98銭	46,938円07銭

- （注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前事業年度 （自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）	当事業年度 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
1株当たり当期利益金額		
当期純利益金額（千円）	508,728	610,194
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	508,728	610,194
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		478,894
金銭の信託		1,300,000
前払費用		3,426
未収委託者報酬		154,230
立替金		8,406
繰延税金資産		12,116
流動資産計		1,957,074
固定資産		
有形固定資産	1	31,608
建物（純額）		13,065
器具備品（純額）		18,542
投資その他の資産		2,633
長期前払費用		2,633
固定資産計		34,242
資産合計		1,991,316

（単位：千円）

当中間会計期間 （平成27年9月30日）	
負債の部	
流動負債	
預り金	5,522
未払費用	90,029
未払消費税等	8,404
未払法人税等	86,817
賞与引当金	15,867
役員賞与引当金	2,975
流動負債計	209,616
固定負債	
繰延税金負債	1,740
資産除去債務	5,699
固定負債計	7,440
負債合計	217,056
純資産の部	
株主資本	
資本金	150,000
資本剰余金	
資本準備金	400,000
その他資本剰余金	229,716
資本剰余金合計	629,716
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	994,543
利益剰余金合計	994,543
株主資本合計	1,774,259
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	-
評価・換算差額合計	-
純資産合計	1,774,259
負債・純資産合計	1,991,316

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,024,147
その他営業収益	1
営業収益計	1,024,148
営業費用	
支払手数料	469,085
広告宣伝費	957
通信費	30,277
協会費	1,394
諸会費	93
営業費用計	501,807
一般管理費	1
一般管理費	162,648
営業利益	359,692
営業外収益	
受取利息	90
有価証券利息	393
営業外収益計	483
営業外費用	
為替差損	41
営業外費用計	41
経常利益	360,134
特別利益	
投資有価証券売却益	65
特別利益計	65
特別損失	
固定資産除却損	1,850
事務所移転費用	7,157
特別損失計	9,007
税引前中間純利益	351,191
法人税、住民税及び事業税	82,336
法人税等調整額	37,781
中間純利益	231,074

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	150,000	400,000	229,716	629,716
当中間期変動額				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	150,000	400,000	229,716	629,716

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	763,469	763,469	1,543,185	47	47	1,543,232
当中間期変動額						
中間純利益	231,074	231,074	231,074			231,074
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				47	47	47
当中間期変動額合計	231,074	231,074	231,074	47	47	231,027
当中間期末残高	994,543	994,543	1,774,259	-	-	1,774,259

（重要な会計方針）

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

その他有価証券
時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

（2）金銭の信託

時価法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～20年

また、取得価額が100千円以上200千円未満の減価償却資産につきましては、3年均等償却によっております。

（会計上の見積りの変更）

当社が保有する建物付属設備の一部について、当社の本社移転に伴い、2015年4月より耐用年数の変更を行っております。

この変更により、従来の方法に比べて、中間会計期間の営業利益は2,637千円減少しております。

なお、当該資産は、9月末に除却しております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（3）長期前払費用

定額法によっております。

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

（2）賞与引当金

従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

（3）役員賞与引当金

役員への賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間末において負担すべき額を計上しております。

4．その他中間財務諸表作成の為の基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（注記事項）

（中間貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

当中間会計期間（平成27年9月30日）	
有形固定資産の減価償却累計額	3,125千円

（中間損益計算書関係）

1 減価償却実施額

当中間会計期間 （自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）	
有形固定資産	5,499千円
無形固定資産	-
合 計	5,499千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	13,000株	-	-	13,000株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自平成27年4月1日 至平成27年9月30日）

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、並びにこれらの差額については次の通りです。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	478,894	478,894	-
(2) 金銭の信託	1,300,000	1,300,000	-
(3) 未収委託者報酬	154,230	154,230	-
資産計	1,933,124	1,933,124	-
負債			
(1) 未払費用	90,029	90,029	-
(2) 未払法人税等	86,817	86,817	-
負債計	176,846	176,846	-

（注）1. 金融商品の時価算定の方法

資産

(1)現金・預金 (2)金銭の信託 (3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払費用 (2)未払法人税等

未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と類似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当該資産除去債務の総額の増減

	当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
期首残高	-
有形固定資産の取得に伴う増加額	5,699千円
時の経過による調整額	-
見積りの変更による増加額	-
中間期末残高	5,699千円

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を主とした金融サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	投資信託運用業務	合 計
外部顧客への営業収益	1,024,147	1,024,147

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載は省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当中間会計期間 (自平成27年4月1日至平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	136,481円52銭
1株当たり中間純利益金額	17,774円95銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2．1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自平成27年4月1日至平成27年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	
中間純利益金額（千円）	231,074
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	231,074
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000.00

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラ スティ・サービス信託銀行 株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むとと もに、金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律（兼営法）に基 づき信託業務を営んでいます。

*平成27年9月末日現在

(中略)

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成28年2月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいま す。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
ニュース証券株式会社	1,000百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	

*平成28年2月末日現在

高木証券株式会社は、平成28年4月21日より募集・販売等の取扱いを開始します。

<訂正後>

(1) 受託会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本トラ スティ・サービス信託銀行 株式会社)	三井住友信託銀行 342,037百万円 (日本トラスティ・ サービス信託銀行 51,000百万円)	銀行法に基づき銀行業を営むとと もに、金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律（兼営法）に基 づき信託業務を営んでいます。

*平成28年3月末日現在

(中略)

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成28年3月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営ん でいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	
ニュース証券株式会社	1,000百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	

*平成28年3月末日現在

2【関係業務の概要】

<訂正前>

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・基準価額の計算等を行いません。なお、信託業務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託することができます。

（後略）

<訂正後>

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理・基準価額の計算等を行いません。なお、信託業務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に再信託することができます。

（後略）

独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月8日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西田 裕志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天グローバル・バランス（安定型）の平成27年8月21日から平成28年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天グローバル・バランス（安定型）の平成28年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年8月21日から平成28年2月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

その他の事項

ファンドの平成27年8月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して平成27年4月7日付で有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成27年10月8日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月8日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西田 裕志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天グローバル・バランス（成長型）の平成27年8月21日から平成28年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天グローバル・バランス（成長型）の平成28年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年8月21日から平成28年2月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

その他の事項

ファンドの平成27年8月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して平成27年4月7日付で有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成27年10月8日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成28年4月8日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西田 裕志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている楽天グローバル・バランス（積極型）の平成27年8月21日から平成28年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天グローバル・バランス（積極型）の平成28年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成27年8月21日から平成28年2月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

その他の事項

ファンドの平成27年8月20日をもって終了した前計算期間の中間計算期間に係る中間財務諸表及び前計算期間の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって中間監査及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して平成27年4月7日付で有用な情報を表示している旨の意見を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成27年10月8日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

楽天投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年6月3日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 哲 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月14日

楽天投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西田 裕志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている楽天投信投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、楽天投信投資顧問株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

その他の事項

委託会社の平成27年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成27年6月3日付で無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。